

# まつもとほうじん

平成27年  
(2015年) 2月号  
第481号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス [hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp](mailto:hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp)



**ふるさとの宝**  
次代へのおくりもの

安曇野の原風景ともいわれる“屋敷林”

## - 主な記事 -

- 「確定申告」松本税務署からのお知らせ..... 2～3頁
- 皆さんこんにちは・関口求氏..... 4頁
- 頑張ってます・可見小百合さん..... 4頁
- 青年部・女性部コーナー、税制改正提言活動報告... 5頁
- 法律レポート..... 6～7頁
- 税務ポイント..... 8～9頁
- ふるさとの宝..... 9頁
- 会員福利厚生制度 P R..... 10頁
- 2月の予定、税務署からのお知らせ等..... 11頁
- インフォメーションコーナー、  
地区トピックス、投稿川柳、あとがき..... 12頁
- 冬期特別研修会(2/18開催)のお知らせ..... 付録
- 会員親睦ボウリング大会参加者募集..... 付録

## 屋敷林・保存樹を守りたい (安曇野市・松本市)

私達の暮らすこの地域には、人と共に生き、生活を支えてきた樹木が数多く存在します。先人達により植えられ大きく育った樹木は、多くの生き物が集い、夏場の厳しい日差しを和らげるオアシスのような存在であり、安曇野地方では「屋敷林」として地域の原風景と呼ばれるほど美しい景観となっています。

しかし時代が変わり、樹木の周囲に住宅が出来るなど状況も変わり、持ち主は大量の落ち葉によるご近所への迷惑、高額な維持費など樹木を維持することに苦悩が生じています。

9頁に関連記事 (川船昌子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

# 松本税務署からのお知らせ

## 確定申告書は自分で作成してお早めに

平成26年分の確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)

申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、消費税及び地方消費税の申告書や所得税及び復興特別所得税の申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できるほか、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」を利用してインターネットで自宅や事務所などから送信することができますので、申告書の作成には、是非、「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- \* 松本税務署の申告相談会場は、庁舎の1階です。
- \* 松本税務署の開庁時間：午前8時30分から午後5時まで(土・日曜日、祝日は閉庁日です。)
- \* 電話相談(代表電話 0263-32-2790)

松本税務署の代表電話にお掛けいただくと、自動音声案内が流れますので、ご用件の内容に応じて、次の番号をお選びください。(土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)

内 容	選択番号	転 送 先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内窓口へおつなぎします。
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センターへおつなぎします。
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせ など	2	松本税務署の電話交換でお受けいたします。

(注) 選択番号「0」については、1月5日(月)から3月16日(月)までの期間ご利用いただけます。

## ネットなら便利！24時間確定申告

自宅からネットが便利  
申告・納税



所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・還付がスピーディー
- ・添付書類の提出省略
- ・24時間いつでも利用可能

## 納税には便利な口座振替を是非ご利用ください

税 目	納 期 限	口座振替の場合の振替日
所 得 税	3月16日(月)	4月20日(月)
贈 与 税	3月16日(月)	-
消費税及び地方消費税	3月31日(火)	4月23日(木)

## 平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

事業所得等を有する白色申告者の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されました。

対象となる方は、事業所得、不動産所得等を生ずべき業務を行うすべての方です。

## 復興特別所得税

確定申告書への復興特別所得税額の記載漏れにご注意ください。

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告及び納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

## 改正消費税法

平成26年4月1日から消費税率が5%（内、地方消費税1%）から8%（内、地方消費税1.7%）に変更されました。

このため、平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには、帳簿等において課税取引を事前に適用税率ごとに区分し、それを基に計算していただく必要があります。

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

平成23年分以降の各年分において公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

また、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

## 税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

国税局や税務署の職員を名乗る者から電話があり、アンケートや年金受給調査と称して、年齢や家族構成、年金の受給状況、また、預金残高や口座情報などについて聞き出そうとする事例や税務職員を名乗る者が自宅等に訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去る事例が発生しています。

また、税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

〈松本税務署 電話番号 0263-32-2790（自動音声でご案内します）〉

## にせ税理士にご注意

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることとなります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、あとあとまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。電話番号は、03-5435-0931です。

なお、弁護士、弁護士法人については、国税局の総務課にお問い合わせください。

〈関東信越国税局 電話番号（代表）048-600-3111〉



皆さん  
こんにちは♪

横浜中央信用組合 松本支店  
松本市元町

支店長 関口 求氏

### 「地域との絆を求めて」

横浜中央信用組合は12県にまたがり18店舗を有する地域信用組合です。松本支店は元町3丁目（もとまち自動車学校前）にあります。当信用組合は、地域社会の一員として地元中小企業や住民との強い絆とネットワークを形成し地域経済の持続的発展に努めています。特に、地域貢献活動には積極的で、地元の運動会には松本支店の職員全員で参加し、綿菓子やポップコーンの製造機を持ち込み子供達に配って喜ばれています。9月3日は「しんくみの日」であることから地域のゴミ拾いや献血に取り組んでいます。

支店長の関口求さんは昨年5月前橋支店から転勤されました。出身は高崎市です。地元に残して単身で赴任されました。調理師の免許を持っていることから自炊は得意中の得意。趣味のボウリングのハイゲームは276点。昨年12月の大晦日の正午より8時間かけておこなわれたボウリング大会では15ゲームをこなす程の愛好家です。

横浜中央信用組合は昨年11月より本年2月26日まで特別金利定期預金（アシスト）のキャンペーンを実施しています。なんと預金金利が0.6%（非組合員0.4%）。「今がチャンスです」と強調された関口支店長の言葉が印象的でした。（大沢利充編集委員）



頑張ってます!!

『夢に向かって  
頑張ってます』

(株)フジミヤ  
御食事処「ひとやす味」  
松本市島内

可児小百合さん

カット専門店「さんぱつ屋」の理美容事業、介護サービス事業の「やすら木の家」等を手掛ける(株)フジミヤさんが、西友島内店の西側に2年前にオープンさせた、手打ち蕎麦やソースカツ丼等が評判のお食事処が「ひとやす味」さんです。“こんにちは”と女将さんである可児小百合さんに明るくお迎え頂きました。

ご近所や地域の方、お子様からご年配の方まで皆様に親しんで頂けるお店にしたいと日々頑張っているらしいです。その為に心掛けているのはお客様の声を聴くこと。実際にお客様の会話や日々の売上傾向からお客様の好みを分析し、ニーズに応える新メニュー作りもされています。また、お客様の名前と顔、料理の好みも覚えるように努力されています。

開店当初から苦楽をともにしてきたスタッフにも恵まれて「若いスタッフと一緒に仕事ができることが楽しいです」とおっしゃり、「地元の皆様にすえ長く愛されるお店にしていきたいです」と目を輝かせて語られました。

現在は仕事が忙しく中々時間がとれないそうですが、趣味の一つはアレンジフラワーだそうで、お店にもとても美しくアレンジされたお花が飾られていました。（川船昌子編集委員）

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで

キッセイ薬品は、世界の人々の健康のため、  
さまざまな分野の新薬の研究・開発に、取り組んでまいります。

 **キッセイ薬品工業株式会社**

本社：〒399-8710 長野県松本市芳野19番48号  
URL: <http://www.kissei.co.jp/>

中央研究所  
社会に貢献できる独創的な新薬を求めて。



## 青年部コーナー

次回例会のお知らせ

### 大人の為のコンディショニング

本年度最後の青年部例会は、“健康な身体づくり”をテーマに研修会を開催いたします。(担当:第二委員会 辻谷洋一委員長)

講師には安曇野市のトレーニングジム『TRAINING GYM ZERO』よりスポーツトレーナーの丸山主税氏を講師にお招きいたします。丸山氏はパラリンピックや冬季オリンピックで活躍するアスリートや部活動に励む高校生達へのトレーニング指導など精力的に取り組まれております。例会当日は講義とともに簡単な運動指導も予定していますので、大勢の皆様にご参加いただきますようお願い申し上げます。ご興味ございます方は事務局までお問い合わせ下さい。

日時 3月3日(火) 18:30開始  
 研修会 18:30~19:30  
 懇親会 19:40~21:10

テーマ 「大人の為のコンディショニング」  
 講師 丸山 主税氏(スポーツトレーナー)  
 会場 勇屋会館(安曇野市豊科)  
 参加費 4,500円  
 お申込 事務局まで(事務局:35-8080)

## 女性部コーナー

### 新年特別例会ご報告

1月21日(水)、女性部では恒例の新年特別例会を開催いたしました。講師に松本市スポーツ推進委員の柳澤美恵子氏をお迎えし『朝晩できる簡単ストレッチ体操教室』と題して基本的なストレッチ体操を学んでいただきました。ストレッチは年齢や性別、場所や時間を選ばず誰でも簡単にできる運動であることを実際に体を動かしながら学ぶことが出来ました。



タオルを使った簡単なストレッチ

体操教室に引き続き、会場となった浅間温泉「富士乃湯」さんにて食事会が行われ、新春らしい明るく華やかな例会となりました。大勢のご参加ありがとうございました

## 行動する法人会

### —平成27年度税制改正に関する提言を実施しました—

本年度も松本法人会では税制改正に関する提言の要望活動を松本税務署管内(松本市、塩尻市、安曇野市、生坂村、麻績村、筑北村、朝日村、山形村)自治体首長・各議会議長、地元選出の務台俊介衆議院議員に対して実施しました。



松本市坪田副市長へ提言書を手渡す  
 当会小林税制委員長(右)

設立以来、松本法人会では公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言活動を展開しています。

全法連は各地の声を集約し、中央省庁、政党に対して提言活動を実施。法人税の引き下げなどをはじめ、事業承継に関する税制の拡充など中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

法人会ではこれからも会員企業の皆様にご協力いただきながら、公平で健全な税制の実現を目指していきます。

## 法律レポート

# 企業をめぐるトラブル事例と法的対応策

(その9 人事異動を正当な理由なく拒否する社員)

付一社内の新型インフルエンザ対策も踏まえて

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



## I 人事異動における問題社員への対応

### 第1 配置転換を拒否をする社員への対応

たとえば営業職として採用されたので、事務職への異動には応じられないと人事異動に異議を申し立て、出社拒否する従業員に対しては企業として如何なる対応をしたらよいか検討します。

まずは企業として配置転換の有効性を再検討し、有効であると判断された場合は、旧職場への就労は明確に拒否をするとともに、新職場への就労を説得します。異議の撤回に尽力した後も、社員が新職場への就労を拒否する場合は、懲戒処分や解雇を検討することになります。

社員（債務者）が出社を拒否することは、労働契約上、労務提供義務が履行されていない状態で会社（債権者）に対する債務不履行（民415）にあたります。

「配置転換」とは、会社内での社員の変更のうち、職務内容又は勤務場所が相当の長期間にわたって変更されるものをいいますが、例外的に企業の配置転換が無効と評価され、社員の出社拒否に正当な理由が認められ、むしろ会社（債権者）の受領遅滞と評価される可能性もあります。

例外の1つ目として職種限定特約が雇用契約上あれば社員の同意なく職種変更の配転命令はできないことになります。

例外の2つ目として配転命令権の濫用といって、業務上の必要性がない場合や、他の不当な動機・目的の有無、社員への影響などから権利濫用と評価される場合は、配置転換自体が無効とされます。

### 第2 単身赴任を理由に転勤拒否をする社員への対応

企業としては、一般的に転勤を拒否している社員の理由を慎重に検討し、転勤命令の再検討も選択肢から排除せずに社員と十分に協議し、転勤への理解を求めます。また、企業としては転勤により社員が被る不利益を、軽減・回避する措置をとります。その上で、社員が転勤を拒否する場合は、会社は懲戒解雇を検討することになります。

従来から判例実務上、転勤命令が、無効と判断されることは少ないと解されてきていました。しかし、最近では、特に育児・介護に携わっている社員に対する転勤命令は、無効とされる判決も出てきており、慎重に検討する必要があります。

これまでの裁判例は業務の必要性がある場合は、よほどの生活上の不利益が社員に生じない限り転勤命令を無効とすることはありませんでした。

すなわち裁判例は家族との別居について「転勤に伴い通常甘受すべき程度を著しく超える」事情という判断はしておりませんでした。

他方、企業に対して転勤に伴う社員の不利益を緩和する措置を会社の配慮義務として要求するようになってきております。

会社が配慮すべき点としては、その社員の子の養育又は家族の状況を把握すること、社員本人の意向を斟酌（しんしゃく）すること、就業場所の変更を伴う場合は、子の養育又は家族の介護の代替手段の有無の確認を行うこと等であります。

転勤の負担軽減措置に関して、一般的には、単身赴任を回避し、家族帯同の転勤を可能とするため

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



# 鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得

の措置（配偶者の就職斡旋、保育所紹介など）、単身赴任がさけられない場合の負担軽減措置（本人の健康対策、定期的帰省の配慮、帰省費の負担、諸手当支給等）が考えられております。

### 第3 出向を拒む社員への対応

- 1 「出向」とは、社員が会社に在席のまま、他の会社において相当長期間にわたって業務に従事することをいいます。すなわち出向元会社における社員としての地位（労働契約関係）を保持したまま、出向先会社において、その業務に従事させる人事異動であります。
- 2 まず企業として出向命令の有効性を検討します。有効と判断された場合は、社員を説得します。不満解消に尽力した後も、社員が出向を拒否する場合は、会社は懲戒処分や解雇などの手続を検討します。
- 3 会社間の人事異動である出向は、労務提供の相手側が変更されるため、就業規則・労働協約上の根拠規定や採用の際等における同意など明示の根拠が必要であり、明示の根拠が必要である点が、配置転換と異なります。

但し、会社に出向命令権が認められても権利の濫用により、出向命令は無効となり得るケースがあります。労働契約法14条も「使用者が労働者に出向を命じることができる場合において、当該出向命令が、その必要性、対象労働者の選定に係る事情その他の事情に照らして、その権利を濫用したものと認められる場合には、当該命令は、無効とする」と定め、このことを特に明らかにしています。

出向命令の有効性を確認するには、第1に、会社が出向命令権を有することを確認し、労働契約上、出向可能性が明示されていることが必要でありますので、会社の労働協約や就業規則を確認して下さい。

第2に、出向命令権の濫用でないことを確認し、労務提供の相手方を変更されることに伴う勤務条件などで著しい不利益を生ぜしめないかどうかの確認を、特に慎重に検討する必要があります。

## II 付 新型インフルエンザに感染したおそれのある社員への対応

社員の同居の家族などが新型インフルエンザに感染した場合、会社は、その社員に対し、就業規則に定めがなくても、感染防止のために労務管理権に基

づき自宅待機を命じることができます。エボラ出血熱対策なども今後はありえると思われます。

- 1 社員（濃厚接触者）も新型インフルエンザに感染しているおそれがあり、出社させると職場で集団感染が起きかねず、その場合、業務に支障が出るだけではなく、会社が新型インフルエンザに感染したおそれのある社員を出社させ、他の社員に感染を拡大させたことについて安全配慮義務違反を問われかねません。
- 2 社員本人が「病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病」(労安衛68, 労安衛規61 一)又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の「新型インフルエンザ」(感染症6 一)に感染した場合であれば、就業禁止事由に該当しますので(労安衛68、感染症18)法令上の根拠に基づき、会社は当該社員に自宅待機を命じることができます。
- 3 また、「債権者(会社)の責に帰すべき事由」の場合、賃金全額を支払わなければなりません。社員本人が新型インフルエンザに感染したことが確認された場合、「債務者(社員)の責めに帰すべき事由」であり会社は、賃金も休業手当(平均賃金の60%以上)も支払う必要はありません。(但し、有休休暇を使う場合や、就業規則に特別なルールが定められている場合は別です。)
- 4 問題は、本人が前記就業禁止事由に該当したかどうか明らかでなく自宅待機を命じる法令上の根拠がない場合です。(たとえば子どもが新型インフルエンザで看病し、検査を受けたが陰性であるものの潜伏期間内で有るようなケース)
- 5 この場合、会社が自主的判断で労務を提供できる社員を休業させることになるので、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たり、少なくとも休業手当(平均賃金の60%)を支払う必要があると思われます。(労基26)
- 6 原則として通常の社員には会社に対する働く権利(就労請求権)はなく、賃金さえ払えば、会社は社員に自宅待機を命じることができるとされています。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦守孝  
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F  
TEL (0263) 39-2030(代) FAX (0263) 39-2031

# 税務ポイント

## 〔会社の税務 よろず相談室<sup>®</sup>〕

### 現物給与の扱い

**Q**：給与の一部として、金銭以外に自社の商品などの物品を支給する場合の所得税の課税について教えてください。

**A**：給与は、金銭で支給されるのが普通ですが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物又は権利その他の経済的利益をもって支給されることがあります。

物品その他の資産を無償又は低い価額により譲渡したことによる経済的利益

土地、家屋、金銭その他の資産を無償又は低い対価により貸し付けたことによる経済的利益

福利厚生施設の利用など 以外の用役を無償又は低い対価により提供したことによる経済的利益

個人的債務を免除又は負担したことによる経済的利益

これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされますが、現物給与には、職務の性質上欠くことのできないもので主として使用者側の業務遂行上の必要から支給されるもの、

換金性に欠けるもの、その評価が困難なもの、受給者側に物品などの選択の余地がないものなど、金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取扱いが定められています。

（物品を支給する場合）

・使用者が通常他に販売する物品を支給する場合には、次に掲げる価額によります。

イ 製造業者が自家製品を支給する場合……製造業者販売価額

ロ 卸売業者が取扱商品を支給する場合……卸売価額

ハ 小売業者が取扱商品を支給する場合……小売価額

・使用者が通常他に販売する物品でないものを支給する場合には、その物品の通常売買される価額によります。ただし、使用者が役員又は使用人に支給するために購入した物品で、購入時から支給時までその間にその価額にさして変動がないものは、その物品の購入価額によることができます。

（商品、製品等の値引販売）

役員又は使用人に対し使用者の取り扱う商品、製品

等（有価証券及び食事を除きます。）の値引販売をすることにより、その役員又は使用人が受ける経済的利益については、その値引販売が次のいずれにも該当する場合には、課税されません。

イ 値引販売の価額が、使用者の取得価額以上で、しかも、通常他に販売する価額のおおむね70%以上であること。

ロ 値引率が、役員や使用人の全部について一律に、又は役員や使用人の地位、勤続年数等に応じて全体として合理的なバランスが保たれる範囲内の格差により定められていること。

ハ 値引販売をする商品等の数量が、一般の消費者が家事のために通常消費すると認められる程度のものであること。

（食事の支給）

使用者が支給する食事（宿日直又は残業をした場合に支給される食事を除きます。）については、その支給を受ける人がその食事の価額の半額以上を負担すれば、原則として課税されません。ただし、食事の価額からその人の負担した金額を控除した残額（使用者の負担額）が月額3,500円を超えるときは、使用者が負担した全額が給与所得とされます。

この場合の使用者の負担額が3,500円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。

このほか、食事を支給した場合の取扱いについては、次のようなものがあります。

イ 通常の勤務時間外に宿日直又は残業をした役員又は使用人に対し、これらの勤務をすることにより支給する食事については、課税されません。

ロ 乗船中の船員に対し船員法第80条第1項（食料の支給）の規定により支給する食事については、課税されません。

なお、船員法第80条第1項の規定の適用がない漁船の乗組員に対し、乗船中に支給する食事については、その乗組員の勤務がその漁船の操業区域において操業する他の同項の規定の適用がある漁船の乗組員の勤務に類すると認められる場合に支給するものに限り、課税されません。

（永年勤続記念品等の支給）

永年にわたり勤務した役員又は使用人の表彰に当たり、記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税されません。

イ 利益の額が、その役員又は使用人の勤続期間等に照らして、社会通念上相当と認められること。

ロ 表彰が、おおむね10年以上勤務した人を対象と

し、かつ、2回以上表彰を受ける人については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

(創業記念品等の支給)

創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、役員又は使用人に対しその記念として支給する記念品で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際して支給するものを除き、課税されません。

イ 支給する記念品が、社会通念上記念品としてふさわしいものであって、その価額(処分見込価額

により評価した価額)が10,000円以下のものであること。

ロ 創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際して支給する記念品については、創業後相当な期間(おおむね5年以上の期間)ごとに支給するものであること。

この場合の経済的利益の額が非課税限度額の10,000円を超えるかどうかは、消費税及び地方消費税の額を除いた金額により判定します。

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、藤澤利幸  
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

### ふるさとの宝 次代へのおくりもの

202

## —美しい風景を後世に—

### 「屋敷林・保存樹を守りたい」

安曇野地域の美しい田園風景の中には古くからの屋敷が点在しており、北アルプスの季節風を防ぎ、暑い夏の日差しから涼を得るために屋敷の周りに樹木が植えられています。こうした「屋敷林」が数多く存在しており、人々の生活と共に長い歴史の中で作り上げられた先人達の智恵が屋敷林のある美しい安曇野の田園風景や山脈と調和する景観に込められていることに気付かされます。



保存樹・屋敷林見学ツアーには大勢が参加

こうした屋敷林を学び、保全し、まちづくりに活かすことを目的に、安曇野市では市民有志が中心となり「屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト」が発足しております。プロジェクトでは屋敷林調査を実施し、ガイドマップや報告書の作成、「屋敷林フォーラム」を開催するなど精力的な活動がなされております。また所有者が苦勞する樹木維持の助けとなるべく、落ち葉拾

い等に協力する「屋敷林サポーター」制度も整え、現在約40名のボランティアが登録しているそうです。

松本市では緑化推進のため、美観上特に優れた樹木を「保存樹」に指定しており、現在100本が指定されています。最盛期には150本以上が指定されていましたが、多くが一般宅にあり、所有者が近隣配慮や維持負担に耐えきれず伐採する等その数は減少しています。

市では行政主体ではなく地域住民主導での保護管理を目指し、新しい保存樹のあり方を検討しています。昨年11月には保存樹の歴史的価値を伝

える見学ツアーを実施しました。落ち葉を巡るトラブルが伐採の一因となっているため来年度へ向け落ち葉拾い等に協力いただくボランティア組織の設立も目指しているそうです。

地域に安らぎと美しい景観をもたらす「屋敷林」や「保存樹」を後世に伝えていくための活動が各地で始まっております。  
(川船昌子編集委員)

環境ISO14001認証取得  
(本社および山形バルクセンター)

エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

# サンリン株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinko.co.jp/



まごころ住宅



Momose Architecture Create company  
併設 M A C 設計室

代表取締役 百瀬 衛貴男

株式会社 エムエーシー

〒390-1401 長野県松本市波田4311番地1  
TEL 0263(92)4035 FAX 0263(92)4604  
E-mail magokoromac@ybb.ne.jp  
URL http://www.geocities.jp/magokoromac/



法人会の経営者大型総合保険制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# Jタイプ

無配当重大疾病保障保険

経営者が重大疾病に  
かかった時のそなえを確保

**Jタイプ**〔無配当重大疾病保障保険〕は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります！

**ポイント 1**

重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、重大疾病保険金を支払います。  
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

**ポイント 2**

万一の際には、死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。  
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

**ポイント 3**

約款所定の高度障害状態または不慮の事故による身体障害状態になられた場合、以後の保険料払込は不要となります。

※この保険には、満期保険金・配当金はありません。

※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。

◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。

◎この資料の記載内容は、平成26年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

**DAIDO** 大同生命保険株式会社 松本支社/松本市本庄1-3-10 TEL 0263-32-0829

F-25-1029(平成26年3月11日)

## 2月の予定

3日税制委グループ会議、第91回税制勉強会  
 4日広報委編集会議 12日県連  
 理事会 13日役員会 17日全  
 法連税制セミナー 18日冬期特  
 別研修会 19日会員親睦ボウリ  
 ング大会 26日決算説明会



決算説明会（法人税・消費税の説明会/1月決算法人対象）  
 2月26日（木）午後2時より 大同生命松本ビル1階 会議室  
 （ホテルブエナビスタ東側）

## 青年部・女性部 部員募集中!!

詳しくは事務局までお問い合わせ下さい



## 平成26年度

## 合同委員会開催(1/16)

1月16日（金）正副会長会および1月役員会終了後、今年度の合同委員会を開催しました。当会の6つの委員会（総務・研修・組織・広報・税制・厚生）ならびに青年部・女性部の平成27年度事業計画を相互確認いたしました。

委員会終了後には賀詞交換会を開催し参加者同士大いに交流を深めました。



一般社団法人松本法人会会員の皆様へ

松本税務署

## 貴社社員の皆様への確定申告情報の提供について

～確定申告書は国税庁ホームページで～

最近では会社員などの給与所得者の方でも、医療費控除などの適用を受けるために確定申告をする方が増えています。

国税庁では、そのような方のために、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）に「確定申告特集ページ」を開設して申告手続に関する様々な情報を提供しております。

つきましては、貴社の社員の皆様に、国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご利用いただきたく、ご案内用の各種データを特集ページ内に用意しておりますので、特集ページ内の「源泉徴収義務者の方へ」のページからご案内用データを取得いただき、回覧・メール配信・電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に情報提供していただきますようご協力をお願いいたします。

## 松本献血ルームからのお知らせ



松本献血ルームでは2月末まで『はたちの献血』キャンペーン中です。献血ルームに備え付けの応募用紙にて応募いただいた方の中から、全国で3,000名様にオリジナルグッズをプレゼントします。キャンペーンは『はたち』の方のみならず、献血ルームにおいていただいた皆さんが応募可能です。

詳しくはキャンペーンサイトをご覧ください。

<http://ken-love.jp/hatachi/>

また、献血ルームに掲示してあるポスターから、スマートフォンにて専用アプリをダウンロードすることで、キャンペーンキャラクターである『羽生結弦』選手と記念撮影ができます。

ぜひ、事業所のみなさんにもお知らせいただくようお願いします。

松本献血ルーム ☎0120-37-1699



# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## 株アルプス警備保障



# サザンクロス イン 松本

SOUTHERN CROSS INN MATSUMOTO (旧ハミルトンイン松本)

### TEL.0263-35-6007

〒390-0874 長野県松本市大手4-9-3  
FAX.0263-35-6008

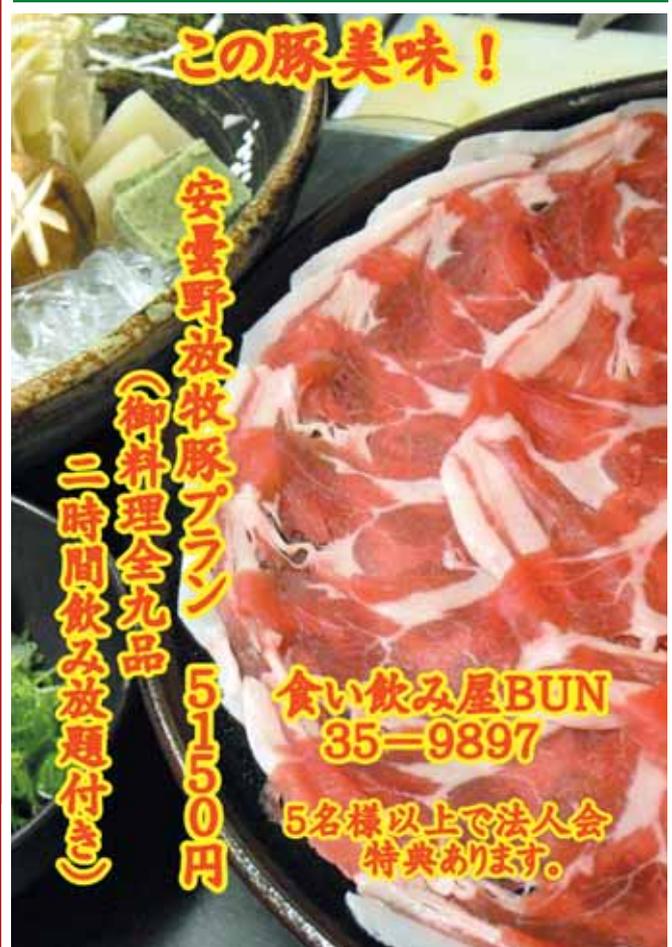
アルプスの見える  
城下町 松本



観光やビジネス  
などに最適な  
ホテルです



## 食い飲み屋 BUN



### この豚美味!

安曇野放牧豚プラン  
(御料理全九品)  
二時間飲み放題付き)  
5150円

食い飲み屋BUN  
35=9897

5名様以上で法人会  
特典あります。

松本市中央2-10-15 中町通り沿い

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 「六助池」 ~ 学生スケート大会発祥の地 ~ (松本市)



松本市岡田地区には数多く灌漑用ため池が作られその一つが六助池である。池の岸には「学生スケート大会発祥の地」と刻まれた石碑がある。今から90年前(大正14年)にこの地で現在の日本学生氷上競技選手権大会の第一回大会が開催されたことを記念して建立されている。戦時中等を除き現在まで続く由緒ある大会の歴史が当地より始まっていた。(大沢利充編集委員)

川船昌子、大沢利充(本号編集委員)



社長の心得の一つに健康保持の項目が必要だ。癌になってもその癌を克服する方法を経営者は事前に知っていなければ会社の経営に影響する。その方の復帰の挨拶を聴いていた私は感激のあまり、目のふちが熱くなった。(大沢)

癌の治癒率は毎年向上しているとはいえず、進行すると不治の病気であることには今も変わりはない。けれども医療技術の向上で治らぬと思われた癌でさえ治癒する臨床結果を報道する番組が増えてきた。どんな癌でも患者に適切な治療を見つけて出すことができれば完治の可能性が高まっているということだ。おそらく他社の生命保険にもこのようなセカンドオピニオンを受けられる制度があるはずだ。

「法人会福利厚生制度」に加入していたおかげで癌から生還できました。とその方は涙を浮かべながら復帰の挨拶をされた。癌が治ったのは大同生命の大型保障制度に加入していたおかげだと強調されていた。松本法人会は大同生命とタイアップして、企業防衛を目的とした保険(大型保障制度)を販売し、この制度に加入するとセカンドオピニオンサービスが受けられる。冒頭の方はセカンドオピニオンによってその病院に巡り合えたようだ。

### あとかぎ

投稿 川柳 コーナー

優勝の 夢を背中に 甲子園  
孤掌でも 三十三回 大記録  
今日も雪 明日も雪で 春遠く 無筆

注「まつもとほうじん」の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。  
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 塚田哲夫  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社